

2019年11月27日

日本証券業協会 御中

## 取引先持株会に関するガイドライン特則に係る要望

株式会社ストラテジックキャピタル

弊社は、金融商品取引法に基づき登録を行っている投資運用業者です。弊社は、貴協会の「持株会に関するガイドライン 第5章 取引先持株会に関する特則」（以下「ガイドライン5章特則」といいます。）が、近年のコーポレートガバナンス（以下「CG」といいます。）改革を妨げるものとなっていることを憂慮しています。ガイドライン5章特則に係る下記の要望につきまして、ご検討いただきたくお願い申し上げます。

### 記

#### <要望>

「持株制度に関するガイドライン 第5章 取引先持株会に関する特則」を廃止し、「取引先持株会の取引を扱わない」と明記すること。

#### <理由>

- ◆ 弊社は、取引先持株会の会員である会社（以下「会員会社」といいます。）が、取引先持株会を設置している会社（以下「取引先会社」といいます。）の株式を定期的を取得することにより、持株数を徐々に増やす安定株主となっていると考えております。
- ◆ 貴協会のガイドライン5章特則によれば取引先持株会の目的は親睦を深めることであるため、取引先持株会の株主総会における議決権行使は、無条件で会社提案議案に賛成することが慣行です。つまり、会員会社は、安定株主になること理解したうえで取引上不利にならないよう取引先持株会に加入しているわけです。
- ◆ 安定株主の存在による経営の規律の緩みを排除するということが、CGコードにおいて「政策保有株式の縮減に関する方針・考え方を開示」を定めた趣旨であると、弊社は理解しております。この趣旨に則れば、取引先持株会は解散されるべきだと考えます<sup>(※)</sup>。そして、そのためには、まず、取引先持株会の設置を是認しているガイドライン5章特則を廃止し、貴協会会員が取引先持株会に関する取引を扱わないようにしていただきたいと存じます。

以 上

※なお、弊社は、市場構造専門グループ事務局に対して、プライム市場上場要件として会社が取引先持株会を含めた安定株主作りを行うことについて議論いただきたい旨の意見書を、2019年11月26日に送付しています。

<https://stracap.jp/wp/wp-content/uploads/2019/11/9ce3e4700db78ba4e5c93fbed2ba22ed.pdf>